

令和3年8月4日

新潟地方最低賃金審議会
会長 永井 雅人 様

(一社)新潟県ハイヤー



新潟地方最低賃金額改定の審議について（要望）

平素からタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻な影響をもたらしています。国民生活を支える地域の公共交通機関であるタクシー事業におきましても、令和2年2月以降、観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、輸送人員、営業収入が4割以上激減するという甚大な影響を受けております。

特に多くの事業者において、再三にわたる東京都等における緊急事態宣言発動と延長、新潟県における警報発令と自粛要請は地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。

また、歩合給という賃金制度を取っていることから、営業収入の激減は直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。もし最低賃金額が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けております。

つきましては、貴会におかれましては、今後、新潟労働局長から今年度の地域別最低賃金額改定につきまして調査審議を求める諮問がなされた場合には、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になお一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の現状にご理解を賜り、是非とも、これ以上の引上げを示されぬよう、強く要望いたしますので、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

